

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	障害者自立支援給付の支給及び地域生活支援事業の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

富士市は、障害者自立支援給付の支給及び地域生活支援事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

富士市長

公表日

令和4年12月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者自立支援給付の支給及び地域生活支援事業の実施に関する事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)に基づき、自立支援給付の支給及び地域生活支援事業の実施に関する各種事務を行う。 ・特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)及び障害者総合支援法に基づき、以下の事務において取扱う。 <ul style="list-style-type: none"> ①介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費に関する事務 ②特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費に関する事務 ③地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費に関する事務 ④計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費に関する事務 ⑤療養介護医療費、基準該当療養介護医療費に関する事務 ⑥補装具費に関する事務 ⑦高額障害福祉サービス等給付費に関する事務 ⑧自立支援医療費に関する事務 ⑨地域生活支援事業に関する事務
③システムの名称	GPRIME福祉総合システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
受給者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第1 84の項 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第60条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: center;">[実施する]</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;"><選択肢></p> <p style="text-align: right;">1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(情報提供)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 別表第2 16、19、26、56の2、57、87、116の項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条、第19条、第30条、第31条、第44条 <p>(情報照会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 別表第2 108、109及び110の項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第55条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部障害福祉課
②所属長の役職名	障害福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	富士市役所福祉部障害福祉課 〒417-8601 静岡県富士市永田町一丁目100番地 0545-55-2911
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	富士市役所福祉部障害福祉課 〒417-8601 静岡県富士市永田町一丁目100番地 0545-55-2911

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

变更箇所